

## 議案第47号

### 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の7第1項第3号に規定する地方債の起債について、奈良県知事に許可の申請をするに当たり、同条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成24年9月10日提出

天理市長 南 佳 策

#### 1 起債の目的

天理市土地開発公社を解散するに当たり、必要となる債務保証に係る代位弁済に要する経費に充てるため

#### 2 起債の限度額

2,225,000,000円

#### 3 起債の方法

証書借入れ

#### 4 起債の利率

年5.0%以内

#### 5 償還の方法

10年以内（据置なし）とする。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。